

## 【消費者トラブル情報 vol. 24：ネットショッピング「返金します」詐欺にご注意！】

ネットショッピングで返金を装い、逆に送金させる新手の詐欺が増えています。

(ケース 1)

ネットで商品を注文したが、代金振込後に「欠品のため返金する」とメールが届き、更に「払い戻しに必要」として LINE 登録を促された。

(ケース 2)

ネットで商品を注文後、「商品の準備ができないため決済アプリで返金する」とリンク先が貼られたメッセージが届いた。

### ○アドバイス

- ・スマホで返金手続きを誘導されているうちに「返金」を受けるのではなく「送金」させられたという詐欺の手口が増えています。
- ・特に「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手の指示に従って操作してはいけません。
- ・不審に思ったらすぐに消費生活センターや警察にご相談ください。

### ■市消費生活センター相談

[Tel:099-808-7500](#)

### ■消費者ホットライン

[Tel:188](#)

### ■警察相談専用電話

[Tel:#9110](#)